

令和6年度 第5回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和6年8月26日

令和6年度 第5回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年8月26日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克己
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子
	24 番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第5条)
議案第 5 号 非農地証明願承認について
議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)
報告第 1 号 農地の一時利用届について
報告第 2 号 農地の形状変更届について
報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について
報告第 4 号 公共工事の届出について
報告第 5 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉会

1. 開会

○議長 皆さんおそろいですので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和6年度丹波市農業委員会第5回定例総会を開催いたします。

まず初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会は、在任24名の農業委員、全員御出席されております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを、御報告いたします。

続きまして、大変申し訳ございません。議案書の訂正をお願い申し上げます。

本日は、机上に、第5回定例総会議案書正誤表を配布させていただいております。議案書本編の4ページ、番号15番、こちらの譲渡人の住所の表記が間違っております。区の次に鴨となっておるところ、間違いでございまして、鴨、シギと読みますけども、田へんに鳥の字に訂正をお願いします。

あと47ページ、番号1番、こちらの転用目的のところ、「太陽光発電設備」となっておりますところ、正しくは「営農型太陽光発電設備」でございまして、

訂正をよろしくをお願いいたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号10番の足立委員、議席番号11番の荻野委員、両委員よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成いたしますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号22番 ～

～ 議案第1号 賃貸借権設定 番号1番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定・一時許可申請 番号1番 ～

～ 報告第3号 番号1番、番号2番 ～

○議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものです。図面は7ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

農地の利用計画は、人参、大根、ほうれん草などの野菜です。自家用の野菜を作りたいということで、機械は草刈機を所有されています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 農業経営開始なんですけど、機械とかはお持ちですか。

○委員 はい。お持ちです。会社員とありますが、農業をされております。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号9番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

玉ねぎ等を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この申請地の中に露天農作業用車両置場及び進入路があるため、2アール未満の届を同時に提出されています。

譲受人から経過書が添付されています。内容は、平成11年頃から、露天農作業用車両置場と、進入路となっておりました。このたび私が農地法第3条で取得するに当たり、露天農作業車両置場、進入路として、引き続き使用します。つきましては、本届の受理について、御配慮を賜りますようお願いいたします。とのことでした。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番、番号6番、番号7番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

譲受人は、以前からこの農地で水稻を栽培しており、今回、この農地を取得した上で、これまでどおり水稻を作付けされるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号6番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しております。

譲受人は、現在市外に住んでおられますが、隣接する住居を購入し、拠点として、週末等を利用して、通って耕作するということです。

機械については、譲渡人より草刈機等を譲り受け、今後は耕うん機を購入し、ジャガイモなどの野菜を栽培していきたいとのことでした。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号7番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は12ページに示しています。

申請地は、自宅に隣接しており、栗などの果樹を栽培していきたいとのことでした。

機械については、現在何もありませんが、今後、草刈機を購入し、対応したいとのことでした。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページにあります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、新たに農業に取り組みたいというもので、図面は14ページに示しております。

拠点の住宅も合わせて購入し、果樹や野菜を計画されております。

農機具としては、草刈機の購入を予定しており、耕起等の作業については、委託する計画です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 議席番号○番の○○です。

ちょっと私の記憶が違ってるのかも分かりませんが、ここら辺りで長らく遊休農地となっていたような農地があったような。

○委員 ここです。

○委員 該当農地が、この農地ですか。今後ちゃんと農地として、有効活用いただけるという。

○委員 はい。作付予定は、山椒の木を植えるようです。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番、並びに報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第3号の番号1番につきまして、御承知おきください。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号10番～番号17番、報告第3号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が、番号10番から番号13番までを説明いたします。

番号10番につきましては、住宅と隣接する農地を売買によって取得し、家庭菜園として利用するものであります。図面は15ページに示しています。

拠点となる住宅の売買契約を確認し、栗や野菜などの栽培を計画されております。

自身の実家の周辺にも農地を持っておられ、適切な管理をされています。

また、地元自治会との関係性も築かれています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号11番につきましては、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというもの

でございます。図面は16ページ、17ページに示しております。

先に16ページの図面を見ていただいたら、売買される農地につきましては、横に拠点というのがございます。ここを取得され、ここで野菜等の栽培をしたいということでございます。

この拠点につきましては、前から地元の方でなくて、ここへ引っ越された方が亡くなって、空き家となっていました。ここを取得されて、農業をされるということでございます。市内で新規に農地を取得するというところでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この方は、これから始められますので、今のところ草刈機とかは持っておられますが、そのほかは、順次揃えていくということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号12番につきましては、これから農業を始めたいということでございます。図面につきましては、18ページに示しております。

18ページを見ていただきまして、拠点というのがございます。現状は空き家になっておりまして、現在売買契約を結んでおられます。ここにつきましても、ここを拠点として、隣の農地でございますが、隣接しております。ここも一応家庭菜園ということで、確認しているということでございます。特に野菜関係をされるということです。

この方は、本拠が遠いですが、農業の講習所がありますので、そこで勉強しながら、今後も家庭菜園等、農業をやっていききたいということで、これから始められるということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この方も少しずつ農機具をそろえながら、最初はリースをしながらやっていくということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号13番につきましては、農地を売買により取得し、この方は経営規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ここにつきましても、今後も野菜を作っていきたいということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号14番の申請人は、夫婦関係にあります。譲受人は、配偶者から農地を贈与により承継したいというもので、図面は20ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号15番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号15番は、贈与に伴う名義変更になります。図面は21ページに示しております。

以前、相続によって、現在の譲渡人の名義になっておりますが、今回名義を本家に戻されるというイメージと考えるとよろしいかと存じます。

図面は２１ページでございます。

なお、これには２アール未満の届をされております。７２ページを御覧ください。

農業用倉庫が既に建っておりまして、経過書が添付されております。経過書を朗読させてもらいます。

経過書。下記のとおり、申請地上に農業用倉庫が建っていますが、この倉庫は父が建てたもので、これからも引き続き私が使用することに相違ありません。

以上の経過に基づき、農地法施行規則第２９条第１項の規定による農地の転用（農業用倉庫等）について届け出ますので、よろしくお願い申しあげます。という経過書がついております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１６番、番号１７番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１６番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページに示しております。

申請地は、譲渡人が遠方にお住まいのため、７年間遊休農地となっております。このたび協議が整いまして、隣接地の耕作者が譲受人となります。

利用計画は、まずは小豆を栽培する予定でございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号１７番につきましては、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページに示しております。

申請地は、譲渡人が高齢のため、農業経営ができなくなり、昨年より遊休農地となっております。このたび、近所の方と協議が整いまして、隣接の耕作者が譲受人となっております。

利用計画は、米を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番、並びに報告第３号の番号２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、報告第３号の番号２番につきまして、御承知おきください。

番号１６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１８番～番号２０番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告ですが、番号１９番、番号２０番につきましては、同一の申請のため、併議とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号○番の○○が、番号１８番から番号２０番まで説明いたします。

番号１８番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２４ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この農地は、自家用野菜をされるということです。

続きまして、番号１９番、番号２０番を説明いたします。

番号１９番、番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２５ページ、２６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号１８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番、番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 補足です。ここでは若松を栽培されます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番、番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２１番、番号２２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号２１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２１番は、農地を売買によって取得し、黒大豆の栽培を開始しようというものです。

トラクター、管理機を既に確保しております。図面は２７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２２番は、贈与により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２８ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、申請地は、現在譲受人が耕作しております。

よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

続いて、議案第１号、農地法第３条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてと、議案第３号、農地法第５条の規定による農地等の賃貸借権設定・一時許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、賃貸借権設定、番号１番、議案第３号、賃貸借権設定・一時、番号１番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。２９ページの番号１番と４７ページの番号１番について、併議といたしますので、併せて確認報告をお願いします。

○委員 議案第１号第３条賃貸借権設定許可申請承認についての番号１番、及び議案第３号第５条賃貸借権設定・一時許可申請承認についての番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

両議案に係る当該農地は、令和３年１０月２７日から３年間の一時転用許可期間中であり、その期限は令和６年１０月２６日となっています。下部の農地における営農者は農地所有者、上部の太陽光発電設備は今回と同様の事業者が設置をしています。

今回、下部の農地における営農者を変更し、一時転用の再許可を受けて、営農型太陽光発電を継続したいというもので、図面は３０ページに示しています。

まず、３条賃貸借権の設定について説明します。番号１番の貸出人は、これまで下部の農地における営農者であった農地所有者ですが、今回から農地所有者が代表を務める法人を借受人として、賃貸借権を設定するための申請です。

また、当該農地における太陽光発電設備の設置者は、今回の借受人です。

つまり、当該農地において、太陽光発電設備の設置運営の継続と営農を同一の法人が行おうとするものです。3条の許可申請の面積は、登記面積から5条の許可申請の面積を引いたものとなります。

なお、今回の借受人が丹波市内で権利設定を行うのは、今回が初めてですが、市外で2市町農業委員会の耕作証明書が添付されていますので、耕作面積として、6,357平米を記載しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号のうち、全部効率利用要件、地域調和要件に適合しており、また、借受人は農地所有適格法人以外の法人であるために、業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に従事するという役員要件、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うという役割分担要件、解除条件付契約の締結の要件をすべて満たしていると考え、第2項第2号及び第4号の規定にかかわらず、許可は可能と考えております。

定例総会での審議に先立ち、農地法第3条第4項の規定に基づき丹波市長に今回の申請に係る農業上の適正かつ総合的な利用の確保に対する意見照会を行ったところ、次の回答がありましたので、内容を読み上げます。「照会のあった土地は、農用地域内に位置しており、現状適切な管理が行われていると言えない。状況が改善され、借受人が耕作することにより、申請地域の耕作放棄地を減らし、また継続的かつ安定的に農業経営が行われることにより、農業生産・農村生活基盤の維持、保全活動の促進に寄与することを期待する。」以上、全文です。

続きまして、5条の賃貸借権設定・一時転用許可について説明します。

番号1番は農地の一部に賃貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置する一時転用許可申請です。図面は同じく30ページです。

申請地は、農振農用地で、対象面積は太陽光発電設備のパネルとパワコンの支柱、構内支柱の合計面積です。

借受人は、太陽光発電設備の設置者で、先ほどの3条では営農者として、下部の農地で栗を栽培する旨の営農計画書を提出しています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の申請について、市島地域委員会では、現在までの栽培実績書のほか、黒大豆、栗の作付け、生育状況等、下部の農地での営農状況を十分勘案して総合的に審議しました。7月と8月の地域委員会でも、当事者にお越しいただきまして、現状と今後どのようにするのかをヒアリングしました。借受人はその場ではやる気のあるような説明をされておるんですが、こちらからの質問に対しては、あやふやな回答で、栗を栽培すると言っておきながら、こちらが他の作物に変えてはどうかと提案すると、ではそれも検討しますといったような、すこし優柔不断な回答がありました。そうしたところで総合的に審議をしました。「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」2の(2)の一時転用許可基準のウについて、「生育に時間を要する作物を栽培する場合における理由書」に記載されている栗の単収見込、令和9年時点で91キログラムを確保できるとは考えられず、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることという許可基準に満たしていないと考えます。

つまり、不許可条項である農地法施行規則第57条第1項6号イに該当するために、市島地域委員会として、再許可はできないと考えております。

なお、今回の申請地は農振農用地のため、一時転用の許可申請にあたり、丹波市長へ農振計

画の達成への支障について、意見照会を実施しましたところ、次のとおり、回答がありましたので、読みあげます。

「照会のあった土地は、農用地域内に位置しており、令和３年９月に農地として利用していくための転用目的（営農型太陽光発電設備）であることから、一時転用は止むを得ないと回答していた農地である。令和３年の一時転用許可後、営農計画どおりの営農が行われているとは認められず、本申請における営農計画の見通しについても、その実現性に疑義がある。農用地域内において、営農が適切に行われない太陽光発電設備の設置は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがあり、本件の一時転用許可の判断においては、営農計画の実現性及び継続して営農が行われることを十分に審査のうえ判断いただきたい。」以上、全文です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

３条と５条がありますので、それぞれ審議はするのですが、まず、５条の営農型太陽光発電設備を再許可するのかが１点、それに伴う３条ですが、今までの耕作状況があまりよくない中で、次期は、営農を法人に任せるという内容でした。

先ほどの確認報告ですと、営農を継続し、営農型太陽光発電をしたいという内容の申請でしたので、併議としています。

まず、質問等はございますか。

○委員 下部農地の３年間の営農実績はどうなっていますか。

○委員 ３年前の当時の申請では、黒豆を植えるという計画でしたが、土の状態が良くないとのことで、耕耘もせず、何にもせずに２年間が経ちました。

２年間何もせずだったので、今後は何を植えるんですかと聞いたんですが、次は粟を植えるとのことでした。去年の９月にホームセンターで苗を買って、植えられました。この７月に確認に行きましたが、大きくもならずそのままの状態でした。７月末には県の普及センターにも来ていただき確認しましたが、全て枯れているだろうということでした。

話が前後しますが、７月の地域委員会の際に、この粟について今後どのように肥培管理していくのかと聞きましたが、言うことは言われますが、実現性がなく、実行していないということで、この８月の地域委員会で、これはもう申請を承認して３年間様子を見ても、現状と変わらず同じことになるかと判断して、５条の営農型太陽光発電の申請については、不許可相当と地域委員会で決定しました。

○議長 ただいま市島地域委員会からの確認報告がありましたが、下部農地の営農状況から考えると、市島地域委員会としては不許可相当と判断されております。

ここで、暫時休憩を取ります。

（休憩）

（再開）

○議長 それでは、再開します。

○議長 ２９ページの第３条の賃貸借権設定許可申請承認の番号１番と４７ページの第５条の賃貸借権設定・一時許可申請承認の番号１番について、ご意見等がありますか。

○委員 議席番号〇番の〇〇ですが、私としましては、作付計画が明確でない、ヒアリングの中でも粟以外の作物が出てくるということは、計画そのものに信ぴょう性がないと、いう意味で３条の許可要件を満たしていないと考えます。

○議長 ほかに意見はありますか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。私も許可要件を満たしていないと考えます。理由は、現在の所有者、耕作者が適切な営農が出来ていない中で、今回その方が代表を務める法人であっても、適切な営農の継続は期待できないと考えます。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。私も営農計画が明確でないその点で許可要件を満たしていないと考えます。栗では目標収量を達成するには10年はかかると思います。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。実際に栗を栽培しているものとしては、3年間では絶対に目標の収量には達しないと考えます。他の所有されている農地も同様にですが、栗ではなく1年ごとの収益があがるものを栽培されたうえで、一人では大変だから法人に切り替えるという申請であれば受け入れができると思いますが、現状では認められないと考えます。

○議長 市島地域委員会から何かありますか。

○委員 はい、受け入れます。

○議長 ほかに、意見はありますか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。地域委員会からの確認報告にもありましたが、今のままでは農振計画の達成に支障があると考えます。よって、農地法第3条第2項第6号の地域調和要件を満たしていないので不許可と考えます。

○議長 採決に移りたいと思います。

3条と5条は併議とさせていただきますので、一括して採決します。許可又は不許可で挙手をお願いします。

では、本件の内容につきまして、許可と判断される方は挙手をお願いします。

(挙手 23名中0名)

次に、本件の内容につきまして、不許可と判断される方は挙手をお願いします。

(挙手 23名中21名)

不許可と判断される方が多数となりました。

議案第1号の第3条賃貸借権設定の番号1番については不許可とすべきものと決定し、農地法第5条賃貸借権設定・一時の番号1番の兵庫県による処分決定日と同日、会長専決で不許可指令書を交付することとし、農地法第5条賃貸借権設定・一時の番号1番は不許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第1号の第3条賃貸借権設定の番号1番については不許可とすべきものと決定し、農地法第5条賃貸借権設定・一時の番号1番の兵庫県による処分決定日と同日、会長専決で不許可指令書を交付することとし、農地法第5条賃貸借権設定・一時の番号1番は不許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号1番につきましては、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請でございます。

図面は33ページに示しております。

申請地の区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と考えられると考えます。

当該農地は、本年度4月に農振農用地から除外された農地であります。

隣接する住宅に高齢の親が住んでおり、今回申請地に住宅を建築し、家族で住む計画となっております。

2人の子供たちも就職するなど、そのための駐車場が必要となることから、今回の申請地で、住宅建設、駐車場を確保することになりました。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号5番 ～

～ 議案第3号 賃貸借設定 番号1番～番号3番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、売買により、貸家住宅、露天駐車場として利用するための申請で、図面は37ページに示してございます。

申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道にあり、近距離に医療施設が2か所あるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっとお聞きするんですけれども、面積が10アール以上ありまして、この土地につきましては、住宅地の面積と、露天駐車場の面積は幾らと幾らぐらいになっておりますか。ちょっと聞きたいんですけど、面積、どういうふうになっていきますか。おおよそで結構です。

○委員 建物の面積が250平米ぐらいです。

○委員 建物が250平米ですか。

○委員 ちょっと待ってください。270平米です。

○委員 ほんなら、あと残りは駐車場ということですね。

○委員 駐車場と緑地帯です。

○委員 緑地帯。

○委員 はい。

○委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号2番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は38ページと39ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、太陽光条例では、県道の境界から50メートル以内の区域が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者が反対の意見がない場合には、太陽光発電設備の設置を認める方向であることを、事務局を通じて、担当課に確認をしています。

また、地元自治会と転用事業者との間で、協定書を締結する予定になっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番につきましては、これは売買によって、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は40ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

今回来られる方は、こちらのほうと関係があるということで聞いております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は41ページに示しております。

申請地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

図面は42ページに示しております。番号5番は、売買により、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないと確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による、農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が農地を露天駐車場として利用するため、貸出人との間で、土地賃貸借契約を締結し、転用する申請です。図面は44ページに示しております。

借受人は、現在、〇〇用のトラック12台を所有していますが、地図のとおり、申請の向かい側にある営業所においては、駐車スペースが少なく、新たな駐車場を設置するものです。

申請地は、令和6年7月に農振除外地になっております。現地を確認したところ、農地区分は、鉄道の駅からおおむね500メートル以内の区域に存在するため、第2種農地と判断されるところと考えます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことの確認をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号2番と番号3番は、借受人が同一ですので、併議として、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番と番号3番は、借受人が農地をビジネスホテル及び露天駐車場を設置して利用するため、貸出人のとの間で、土地賃貸借契約を締結し、転用する申請です。図面は45ページ、46ページに示しております。

ビジネスホテルは、鉄筋コンクリート造の6階建てで、延べ床面積は5,127平方メートルとなっております。

1階はロビー、大浴場、脱衣所、レストラン、トイレ等の仕様でございます。また、バックヤード、パントリーとして使用されます。

2階から6階までは、客室として、1階当たり38室、延べ190室になるかと思えます。

露天駐車場の駐車枠、普通車108台を設置するものであります。

図面、46ページの図面のとおり、雨水は地下式の雨水調整槽、3か所から側溝へ放水し、生活排水は下水管に接続すること、また、法面の形成を伴う造成工事の場合は、適切な勾配を確保し、施工する計画になっていきます。

なお、新設の地下式の消火栓の設置、及び消防活動用の空き地を確保する計画になっております。

現地を確認したところ、農地区分は、申請農地から300メートル以内に、自動車専用道路の出入口があるので、第3種農地と判断されるところと考えます。

地域委員会としては、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われまふ。

今回の転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題のないことの確認をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

また、先ほど説明がありましたが、番号2番、番号3番については、併議という形で取り扱います。

番号2番、番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべ

きものと決定いたします。

～ 議案第 4 号 番号 1 番～番号 2 番 ～

○議長 議案第 4 号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、番号 1 番、番号 2 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 番は、令和 6 年 2 月 29 日付けで、住宅建築条件付として転用が認められ、農地法第 5 条転用許可された農地であります。当初、分譲住宅 2 区画と、露天駐車場を建設する計画でありましたが、土地の全てを分譲地 1 区画として、購入希望者が現れたため、条件を変更する申請です。図面は 10 ページに示しております。

現地を確認したところ、東側の申請地の農地区分は、上下水管が埋設されている道路の沿道にあり、おおむね 500 メートル以内に、2 か所の医療施設があるため、第 3 種農地ということで、判断されるところと考えます。

一方、その西側の申請地の農地区分は、鉄道の駅からおおむね 500 メートル以内に存在するため、第 2 種農地と判断されるところと考えます。

地域委員会としては、既に申請農地は所有権移転済みであり、隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

今回の転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題のないことの確認をしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番は、農地転用許可条件の変更申請です。

今回の申請地は、令和 5 年 11 月 20 日付けで転用許可がされた土地で、図面は 11 ページに示しています。

当初は、敷地内四方に排水路を設ける予定であったが、申請地西側、図面でいう左側です。雨水排水については、既設の水路と二重になるため、既設水路に排水する計画に変更するというものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 番、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達

することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番については、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 番号1番～番号13番 ～

○議長 議案第5号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は、農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は11ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は、庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和62年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番、番号4番、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は54ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は、住宅・物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員

会としては、証明することに問題はないと考えています。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は13ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は、農業用倉庫・住宅になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地証明と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和56年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は55ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は56ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は、宅地・露天駐車場・庭・進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地として判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番、番号8番、番号9番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しています。

8月16日に確認したところ、現地は、住宅・庭・倉庫となっており、宅地として利用されております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、西側は昭和51年頃から、北側は昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しております。

8月16日に確認したところ、現地は、庭・倉庫・防風林・防火用水池となっており、宅地として利用をされております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長の証明もあり、平成31年3月29日付けで、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会と

しては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号9番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しております。

8月16日に確認をいたしましたところ、現地は、倉庫・進入路となっており、宅地として利用されており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和52年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号8番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この58ページの図面について、申し訳ございませんが、ちょっとこれ、庭・倉庫・防火用水、どういうふうな区分になってるんですか。

○委員 これ、地図で見ましたら、上側、三角の部分ですね。それが住宅の庭となっております。そして、下側の三角の部分に、物置があり、それから防風林が、ちょうど下側の南側にあつて、上側、北側にありまして、防風林がございます。そういう状況でございます。

○委員 防火用水はどこに。

○委員 防火用水は、この下のほうにちょっとありますけど、それと、倉庫の横辺りにちょっと水道のようなものがあります。

丸っこいところ、ありますやろ。丸っこいところ。これは池ではないんですけど、防火用水があるところに設置したものです。

○委員 結構です。ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第5号、番号10番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１０番、番号１１番、番号１２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１０番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６０ページに示しています。

８月１４日に現地を確認いたしましたところ、現地は進入路及び露天駐車場となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和６１年頃からであり、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

続きまして、番号１１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６０ページに示しています。

８月１４日に確認いたしましたところ、現地は露天駐車場及び倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和６３年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

また、地図の表示は、営農組合の建物になっていますが、地域の営農組合の作業場でございます。

番号１２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６１ページに示しております。

８月１４日に確認したところ、現地は住宅及び庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、南側２筆は昭和５４年頃から、北側は昭和２０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
番号１２番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号、番号１３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。
市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１３番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号１３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６２ページです。
８月１３日に確認したところ、現地は住宅の一部・庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。
また、農地でなくなった時期は、昭和５７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。
よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号１３番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号１３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第６号 ～

○議長 議案第６号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第６号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、それぞれの地域委員会から確認報告をお願いいたします。
氷上地域委員会からお願いします。

○委員 番号１番から番号１０番まで、８月１６日の氷上地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会から。

○委員 番号１１番から番号１４番まで、８月１４日の青垣地域委員会において、確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会、青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、氷上・青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

ここで議長を交代いたします。

○議長 春日地域におきまして、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長 それでは、春日地域委員会から、利用権設定及び所有権移転につきまして、確認報告をお願いいたします。所有権移転は、最後のページに載っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１５番から番号２３番まで、８月１５日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

続きまして、所有権移転ということで、番号１番につきましても、８月１５日の春日地域委員会において確認をしましたということでございます。この農地について、農作業に従事する等、旧農業経営基盤強化促進法１８条の第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

以上でございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域委員会における農用地利用集積の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 議長を交代いたします。

続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号24番から番号31番まで、8月13日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、市島地域委員会。

○委員 番号32番から番号42番まで、8月13日の市島地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会、市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

まず、柏原地域委員会。

○委員 番号1番を、8月15日の柏原地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の促進に関する法律、第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 続きまして、氷上地域委員会。

○委員 番号2番から番号6番まで、8月16日の氷上地域委員会において、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、

特に意見はありません。

○議長 続きまして、春日地域委員会。

○委員 番号7番から番号9番について、8月15日の春日地域委員会において確認をしました
が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の促進
に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、
特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会、氷上地域委員会、春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定するこ
とに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第7号、農用地利用集積等促進計画に係る意見につい
て、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 番号1番、番号2番 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足はありますか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

図面は45ページに示しております。

申請農地の進入路、矢印で示している図面のとおり、令和6年6月24日付けで、農地転用
を許可された土地の駐車場造成工事に関する、工事進入路の設置をするために、農地を利用さ
れるということです。

自治会等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

○議長 市島地域委員会から補足ありますか。

○委員 番号2番を、議席番号〇番を〇〇が補足いたします。

番号2番は、〇〇の送電線の設置に係るボーリング調査実施のために利用されます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきく
ださい。

～ 報告第2号 番号1番 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足はございますか。

○委員 この場所につきましては、かさ上げの0.6メートルということで、平均値ですけども、かさ上げされて、ここはナタマメを栽培したいということでございます。

前に3条で許可していただきました所でございます。面積は、約2,500平米ありましたけど、約3分の1を今回かさ上げしていった均すということでございます。

自治会等の同意を得ております。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 番号1番、番号2番 ～

○議長 報告第3号については、既に済んでおりますので、報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会からそれぞれ補足はありませんか。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号朗読

○議長 事務局から説明がございました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、青年等就農計画の認定について、御承知おきください。

予定しておりました議案につきましては、審議させていただきました。

先ほど、市島地域の案件につきまして、皆さんそれぞれ意見等、慎重に審議していただいて、ありがとうございます。

結果につきまして、当該地域委員長から申請者に連絡をお願いします。

それでは、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、今日は長丁場になりました、どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年8月26日

議 長 

議事録署名委員（10番委員） 

議事録署名委員（11番委員） 